

重 要 事 項 説 明 書

(地域密着型特別養護老人ホーム)

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第125条に基づいて、事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 長寿会
事業者の所在地	岡山県苫田郡鏡野町公保田73-2
法人種別	社会福祉法人
代表者名	衣笠和孜
電話番号	0868-54-1212

2 ご利用施設

施設の名称	地域密着型特別養護老人ホーム 新宅
施設の所在地	岡山県苫田郡鏡野町公保田155-1
事業の種類	地域密着型特別養護老人ホーム
事業者指定 年月日	鏡野町長 平成24年9月1日 事業者指定
指定番号	3393500073
利用定員	29人
施設長名(管理者)	万袋裕紀
電話番号	0868-54-7500
ファクシミリ番号	0868-54-7600

3 事業所一覧

事業の種類		岡山県知事の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	平成12年 4月1日	3373500242	50人
居宅	短期入所生活介護	平成12年 4月1日	3373500143	9人
認知症対応型共同生活介護		平成15年 6月1日 平成20年10月1日	3373500291	18人

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法令に従い、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自律した生活を営む事が出来るよう支援することを目的とする。
施設運営の方針	- 入居者の意思及び人格を尊重し、少数の居室及び共同生活室ごとに、常に入居者の立場に立った地域密着型施設介護サービス計画に基づき、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な生活を営むことができるよう支援する。 - 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、鏡野町、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービス提供事業者等との密接な連携に務める。

5 施設の概要

(1) 敷地および建物

建物	構 造	鉄骨コンクリート造平屋建（耐火建築）
	延べ床面積	1 2 4 6 . 4 7 m ²
	利用定員	2 9 名

(2) 居室

居室の種類	室数	設備
1 人部屋	2 6 室	クローゼット有り・トイレ無し
1 人部屋	3 室	トイレ有り・クローゼット無し

(3) その他主な設備

設備の種類	数
共 同 生 活 室	3 室
医 務 室	1 室
倉 庫	1 室
介 護 材 料 室	2 室
宿 直 室	1 室
スタッフルーム	1 室
洗 濯 室	1 室
浴 室	2 室
脱 衣 室	2 室
便 所	8 室

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数
施 設 長（管理者）	1 名
生 活 相 談 員	1 名
介 護 職 員	1 0 名 以上
看 護 職 員	1 名 以上
医 師（嘱託医）	2 名 以上
介護支援専門員	1 名 以上
機能訓練指導員	1 名

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休 暇
管 理 者	（ 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 ） 常勤で勤務	4 週 8 休
生活相談員	（ 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 ） 常勤で勤務	4 週 8 休
介護支援専門員	（ 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 ） 常勤で勤務	4 週 8 休

介護職員	・早 番 (7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0) ・日 勤 (9 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0) ・遅 番 (1 2 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0) ・夜 勤 (2 1 : 0 0 ~ 7 : 0 0) 原則として職員1名あたり入居者2名の介護をする。	原則として 4週8休
看護職員	・正規の勤務時間帯 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0) ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備える。	4週8休
医師 (嘱託)	週2日 (火金曜日)、13 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0 まで勤務	

8 営業日およびご利用の申込

営 業 日	年中無休
申込の方法	入居申込書にご記入捺印後申込をする。

9 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食事の提供	・栄養並びに入居者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。 (特別食の食材料費は給付対象外) ・入居者の自立支援のため食事はできるだけ離床して共同生活室でとっていただくことを原則とする。 (食事時間) 朝食 8 : 0 0 ~ 昼食 1 2 : 0 0 ~ 夕食 1 8 : 0 0 ~
入 浴	・入浴又は清拭を週2回行う。 ・心身の状況や意向に応じて機械浴槽を使用して入浴することができる。 ・入浴前に体温測定を行いますが、状態によっては入浴を中止し、清拭にて代替えさせて頂くことがあります。
機能訓練	・入居者の心身等の状況に応じて、機能評価を行い必要な機能の回復又は減退を防止するため、必要に応じて機能訓練指導員、看護職員、介護職員、介護支援専門員、生活相談員等が協働する。
排 泄	・排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行う。
健康管理	・嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努める。また、緊急等必要な場合、責任をもって引継ぐ。 ・入居者が外部の医療機関に通院する場合は、出来るだけご家族が介添えをする。

重度化対応	・ 状態悪化時における 24 時間連絡体制を整備する。 ・ 状態悪化時にも可能な限り、施設で生活を継続できるよう、急性期における医療機関との連携体制を確保し、看取りに関する指針の整備等を行い、入居者ご家族と連絡を密に図る。 (別表 2)
その他自立への支援	・ 排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用した援助を行い、おむつ交換時には体位変換をおこなう。 ・ 生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮する。 ・ シーツ交換は週 1 回、寝具の消毒は月 1 回実施する。 ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮する。 ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助する。 ・ 口腔内の清潔を保つため、毎日口腔ケア及び歯磨きの支援をする。
相談および援助	・ 入居者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努める。 (相談窓口) 生活相談員

(2) その他介護給付によるサービス加算は (別表 1) の通り

(3) 介護保険給付対象外サービス (別添 1)

- 1 食事の提供
- 2 居室の提供
- 3 理美容 (実費)
- 4 特別の食事の提供
- 5 その他生活サービスの提供

10 利用者負担金

お支払いただく利用者負担金は (別表 1) のとおり

11 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	苦情等対応責任者 管理者 万袋裕紀 苦情等対応窓口担当者 生活相談員 ご利用時間 毎日午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 ご利用方法 電話 0868-54-7500
岡山県国民健康保険 団体連合会	岡山市桑田町 17-5 電話 086-223-9101 午前 9 時～午後 4 時
鏡野町役場	苫田郡鏡野町竹田 660 電話 0868-54-2986 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

12 協力医療機関

施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、あらかじめ施設が定めた下表の協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

医療機関の名称	衣笠内科医院	津山内田整形外科	石川歯科医院
院 長 名	衣笠信行	内田健介	石川光伸
所 在 地	津山市椿高下 39	津山市津山口 49-1	苫田郡鏡野町吉原 383-1
電 話 番 号	0868-22-7811	0868-22-5552	0868-54-3290

医療機関の名称	芳野病院	鏡野町国民健康保険病院
院 長 名	沼 義則	寒竹 一郎
所 在 地	鏡野町吉原 312	鏡野町寺元 365
電 話 番 号	0868-54-0312	0868-54-0011

13 事故防止・発生時の対応及び賠償責任

- 1 施設は、事故を防止するための体制を整備し、職員研修を定期的に行う。また、事故発生時には、速やかに関係保険者各機関並びに入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 施設は、サービスの提供により入居者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地変等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行う。但し、当該事故の発生につき、入居者の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができる。
- 3 施設は、万一の事故の発生に備えて、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償責任保険に加入している。

14 身体的拘束その他行動制限

入居者又は他の入居者の生命もしくは身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により入居者の行動を制限しない。

行動を制限する場合は入居者、及び家族に対し事前又は、事後速やかに行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し同意を得る。又サービスの提供記録にその内容を記載する。

15 人権擁護・虐待防止

入居者等の入居の擁護・虐待の防止の為に、次の必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

16 災害時・感染時の対策

非常時の対応	別途定める社会福祉法人長寿会「新宅消防計画」「災害時業務継続計画（BCP）」「感染時業務継続計画（BCP）」に則り、対応を行う。
近隣との協力関係	津山圏域消防組合・香南消防団、鏡野町役場と非常時の相互の応援を約束している。
平常時の訓練等	別途定める「社会福祉法人長寿会 新宅消防計画」に則り、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して実施する。また、災害時（BCP）及び感染時（BCP）を想定した訓練を、各年1回行う。

防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	有	煙探知機	有
	非常用電源	有	屋内消火栓	有
	熱感知機	有	非常通報装置	有
	誘導灯	有	漏電火災報知機	有
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用している。			
消防計画等	消防署への届出日：令和6年3月27日 防火管理者：矢野裕二			

17 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、必ずその都度面会簿に記入して下さい。 面会時間は、8時～19時までとし、時間外となる場合は予め連絡をする。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を「外出・外泊届」に記入申し出る。
入退院	入退院時には、家族が付き添い手続き等をする。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用する。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがある。

居 室 の 明 け 渡 し	契約が終了する場合において、入居者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び上記に基づく義務を履行した上で居室を明け渡す。 もし、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は上記の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定料金を当施設に支払う。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為は慎む。 また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにする。
所持品の管理	紛失された場合、責任を負いかねるので、貴重品の持ち込みはしない。 衣服等は季節により、入れ替えをする。
現金等の管理	現金を持ち込まない。
宗 教 活 動 政 治 活 動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はできない。
動 物 の 飼 育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
複写物の交付	ご契約者の要求があれば、サービス提供についての記録、事業計画書、事業報告書、決算書をいつでも閲覧できるが、複写物を必要とする場合には、実費負担いただく。
サービス提供 記 録 の 保 管	この契約の終了後5年間保管します。

18 秘密の保持

- 1 当施設の職員は、業務上知り得た入居者、入居者の家族等の秘密を、正当な理由なく第三者に漏さない。
- 2 当施設は、職員が就業中及び退職後に知り得た入居者、入居者の家族等の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らさない。
- 3 当施設が、居宅介護支援事業者等必要な機関に入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により同意を得る。

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名_____氏名_____）から
上記重要の事項の説明を受けたことを確認します。

令和_____年_____月_____日

入居者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

入居者の家族等 住所 _____

氏名 _____ ⑩

続柄 _____

(別表 1)

地域密着型特別養護老人ホーム新宅利用料金表

基本料金 (日額)

令和6年8月現在

要介護度		要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
介護サービス費自己負担額 1割負担		8 2 8円	9 0 1円	9 7 1円
食 費	第1段階	3 0 0円		
	第2段階	3 9 0円		
	第3段階	(1) 6 5 0円	(2) 1, 3 6 0円	
	第4段階	1, 4 4 5円		
居住費	第1段階	8 8 0円		
	第2段階	8 8 0円		
	第3段階	1, 3 7 0円		
	第4段階	2, 2 6 0円		

※介護サービス費自己負担額は、1割負担、2割負担又は3割負担です。

※次の項目について、加算算定を行います。

看護体制加算 (Ⅰ) イ (12円/日)・看護体制加算 (Ⅱ) イ (23円/日)、日常生活継続支援加算 (Ⅱ) (46円/日)、介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) (介護料に14%乗じた額≒約142円/日)、栄養マネジメント強化加算 (11円/日)、個別機能訓練加算 (Ⅰ) (12円/日)・個別機能訓練加算 (Ⅱ) (20円/月)、科学的介護推進体制加算 (Ⅱ) (50円/月)、自立支援促進加算 (280円/月)、排せつ支援加算 (Ⅰ) (10円/月)、安全対策体制加算 (20円/入居時に1回)

※次の項目について、算定要件を満たした場合には加算算定を行います。

口腔衛生管理加算 (Ⅱ) (110円/月)、褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ) (3円/月)又は、褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ) (13円/月)、経口維持加算 (Ⅰ) (400円/月)・経口維持加算 (Ⅱ) (100円/月)、若年性認知症利用者受入加算 (120円/日)、協力医療機関連携加算 (Ⅰ) (100円/月 令和7年度からは50円/月)、高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ) (10円/月)・高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ) (5円/月)、生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) (10円/月)、認知症チームケア推進加算 (Ⅱ) (120円/月)、個別機能訓練 (Ⅲ) (20円/月)、再入所時栄養連携加算 (200円/回)、退所時栄養情報連携加算 (70円/回)、退所時情報提供加算 (250円/回)、配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間650円/回 深夜1300円/回 勤務時間外325円/回)

※入居後30日間及び30日を超えた入院後、退院された場合には30日を限度として初期加算 (30円/日) が必要となります。

※外泊・入院等の場合、介護サービス料は必要ではなく、1ヶ月最大6日を限度として外泊時費用 (246円/日) の計算を致します。

※看取り介護を希望された場合は、看取り介護加算 (Ⅰ) が必要となります。(上限45日)

※第1段階～第3段階は市町村発行の負担限度額認定証により決定します。(認定証のない方は第4段階)

参考例：1割負担 1ヶ月の利用料 (含加算)

(要介護度4、第2段階の方利用例)	
介護料	1,165円×30日=34,800円
食 費	390円×30日=11,700円
居住費	880円×30日=26,400円
合 計	72,900円

(要介護度4、第3段階 (1) の方利用例)	
介護料	1,160円×30日=34,800円
食 費 (1)	650円×30日=19,500円
居住費	1,370円×30日=41,100円
合 計	95,400円

(要介護度4、第3段階 (2) の方利用例)	
介護料	1,160円×30日=34,800円
食 費 (2)	1,360円×30日=40,800円
居住費	1,370円×30日=41,100円
合 計	116,700円

(要介護度4、第4段階の方利用例)	
介護料	1,160円×30日=34,800円
食 費	1,445円×30日=43,350円
居住費	2,260円×30日=67,800円
合 計	145,950円

〔1〕 24時間連絡体制

〔2〕 自己決定と尊厳を守る看取り介護

- ① 看取り介護の基本理念を明確にし、本人又は家族に対し生前意思（リビングウイル）の確認を行う。
- ② 看取り介護においては、医師による診断（医学的に回復の見込みが無いと判断したとき）がなされた時が、看取り介護の開始となる。
- ③ 看取り介護の実施にあたり、本人または家族に対し、医師又は協力病院から十分な説明が行われ、本人または家族の同意を得ること。（インフォームドコンセント）
- ④ 看取り介護においてはそのケアに携わる管理者、介護支援専門員、看護師、介護職員等従事する者が協働し、看取り介護に関する計画書を作成し、原則として週1回以上、本人家族への説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行うこと。なお、必要に応じて適宜、計画内容の見直し、変更をする。

〔3〕 医師・看護師体制

- ① 看取り介護実施にあたり、協力病院医師との情報共有による看取り介護の協力体制を築いていること。
- ② 看護師は医師の指示を受け、入居者の疼痛緩和等安らかな状態を保つように状態把握に努め、入居者の状況を受け止めるようにする。また、日々の状況等について随時、家族に対して説明を行い、その不安に対して適宜対応していく。
- ③ 医師による看取り介護の開始指示を受けて、カンファレンスに基づき多種協働による看取り介護計画書を作成し実施するものとする。

〔4〕 看取り介護体制の整備

- ① 尊厳ある安らかな最期を迎える為に、環境整備に努め、その人らしい人生を全うするための施設整備の確保を図ること。
- ② 24時間連絡体制の整備
- ③ 重度化対応、看取りに関する指針の作成

(別添1) 介護保険給付対象外サービス

入居者が病院等に入院された場合の対応について

入院（3ヶ月以内）においては、居住費が必要です。

- ① 入院期間については1ヶ月につき連続して7日以上、複数の月を越えて連続して12日以上の場合には、補足給付の対象外となり、居住費は1日2,260円の自己負担となります。
- ② 7日以上3ヶ月以内の入院の場合
3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び入居する事が出来ます。但し、入院期間中であっても居住費が必要です。
- ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

その他生活サービスの提供について

- ① レクリエーション・クラブ活動
入居者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂く事があります。
利用料金は、内容により入居者同意のもと材料代等の実費をいただく場合があります。
- ② 日常生活上必要となる諸経費は、内容により入居者同意のもと実費をいただきます。
- ③ ご家族が宿泊を希望される場合は、担当者にご相談下さい。貸しベッドを用意しています。利用料は500円です。
- ④ 看取り時のエンゼルセット料金は、10,000円です。